様式第38の２（第40条の３第２号、第40条の４第１項、第40条の５関係）

［略］

第１表　第14条第１号から第５号までに掲げるもの

役務の細目		営業収益	営業費用			営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用		うち設備利用部門費用		
			うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機台数削減費用			
［略］							
４　第14条第４号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	小　計						
５　第14条第５号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	小　計						
合　計							

注１　法第108条第１項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、第14条第１号ロ、第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ及び第５号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

［２～７　略］

［第２表　略］

様式第38の２（第40条の３第２号、第40条の４第１項、第40条の５関係）

［同左］

第１表　第14条第１号から第４号までに掲げるもの

役務の細目		営業収益	営業費用			営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用		うち設備利用部門費用		
			うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機台数削減費用			
［同左］							
４　第14条第４号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	小　計						
合　計							

注１　法第108条第１項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、第14条第１号ロ、第２号ロ、第３号ロ及び第４号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

［２～７　同左］

［第２表　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。